平成２８年（フ）第６０９７号
東京都東村山市青葉町２丁目38―38
債務者　河東　建伍
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３号
栃木県小山市暁１丁目６番16号　フラワーレジデンスＭａｔｓｕｙａＢ棟201号
債務者　阿部しげか（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１６８２号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番24―304号
債務者　高橋　菊美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６８６号
神奈川県綾瀬市上土棚南３丁目８番31号　グランシャリオＢ103
債務者　泉　敏博
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６８７号
神奈川県綾瀬市上土棚南３丁目８番31号　グランシャリオＢ103
債務者　泉有沙こと樋口有沙こと　泉　愛真
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６８８号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南６丁目４番37―Ｃ―309号　パシフィックガーデン茅ヶ崎
債務者　眞田　尚徳
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６８９号
横浜市旭区今宿２丁目３番11号　ペールメゾン101
債務者　山本　和央
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６９４号
横浜市中区本牧元町47番１―206号
債務者　熊谷　知子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７００号
神奈川県大和市下鶴間379番地２　エントピアつきみ野302号
債務者　大矢日登美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７０９号
横浜市金沢区瀬戸８番３号　エトワール八景204
債務者　福居　利佐（旧姓由井）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４９２号
横浜市磯子区上中里町603番地　不動下ハイツ201号
債務者　花山　祐太（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６５号
群馬県前橋市南町２丁目58番地５
破産者　吉田　光良
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９７号
栃木県足利市福富町1147番地16、前住所栃木県足利市島田町708番地２
破産者　有限会社モダンプラント
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１３７号
広島市中区上八丁堀４番１号アーバンビューグランドタワー「アランビック」２階
破産者　株式会社広島四川飯店
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３１号
福岡市中央区薬院２丁目４番15―1102号、開始決定時の住所福岡市中央区薬院２丁目４番15―903号
破産者　井上　隆人
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１８号
秋田市土崎港北３丁目７番40号
破産者　株式会社秋酸商事
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部